

岩手県告示第205号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり登録事務の廃止を許可した。

令和元年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 登録事務の廃止を許可した指定登録機関の名称及び住所
  - (1) 名称 一般財団法人岩手県建築住宅センター
  - (2) 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 2 廃止する登録事務の範囲 登録事務の全部
- 3 登録事務の廃止の日 令和元年7月10日